

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）（抄）

## 附 則

（勤労者財産形成促進法の一部改正）

第八十七条 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「財産形成についての国の助成等」を「財産形成についての国の支援」に改め、「第八条の二」を削る。

第四条第一項中「第八条の二、第十四条の二」を「第十四条」に改める。

第六条第六項中「及び第八条の二第三号」を削り、同条第八項中「、第八条の二第三号」及び「。第八条の二第三号において同じ」を削り、同条第九項中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第七条中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に改める。

「第三節 財産形成についての国の助成等」を「第三節 財産形成についての国の支援」に改める。

第八条の見出しを削り、同条中「若しくは勤労者が次条第三号の財産形成貯蓄活用給付金の支払を受け  
た場合」を削る。

第八条の二を削る。

第九条第一項を次のように改める。

厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）に、事業主、事業主で組織された法人で政令で定めるもの（以下この条、次条及び第十条の三において「事業主団体」という。）又は勤労者（国家公務員及び地方公務員（以下「公務員」という。）を除く。以下第十条の二までにおいて同じ。）の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けの業務を行う福利厚生会社で、事業主にあつてはその雇用する勤労者（継続して一年以上にわたつて勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしたことその他の政令で定める要件を満たす者に限る。以下この項において同じ。）に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主（政令で定めるものに限る。）の雇用する勤労者にその持家としての住

宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金（以下「住宅資金」と総称する。）の貸付けを行うものに対し、各勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の十倍に相当する額（その額が政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額。次条第一項及び第二項並びに第十五条第三項において「貸付限度額」という。）の範囲内で、当該貸付けのための資金の貸付けを行う業務を行わせるものとする。

第九条第二項中「前項第一号及び第三号」を「前項」に改め、同項第二号中「当該貸付けに係る資金により建設し、若しくは購入する住宅の分譲を受けようとする勤労者若しくは」、「当該貸付けに係る資金により建設し、若しくは購入する住宅の分譲又は」及び「当該住宅の分譲又は」を削り、同条第三項中「第十条の三第一項第二号」及び「、その持家としての住宅を建設させ、かつ、分譲させる目的」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第十条の三第一項第二号に規定する住宅を貸し付けさせる目的」を削る。

第十条第一項及び第二項中「前条第一項第三号」を「前条第一項」に、「同号」を「同項」に改め、同

条第三項中「（機構の行う同条第一項第三号の貸付けに係る措置に限る。）」を削る。

第十条の三を次のように改める。

（機構の行う教育融資）

第十条の三 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に、次の各号に掲げる者に対し、政令で定めるところにより、当該各号に定める資金の貸付けを行う業務を行わせるものとする。

一 勤労者（勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。） 自己又はその親族が教育（学校教育法（

昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。）を受けるために必要な資金（以下「教育資金」という。）

二 事業主 当該事業主が雇用する勤労者（公務員を除くものとし、勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。次号において同じ。）に対し教育資金を貸し付けるための資金

三 事業主団体 その構成員である事業主が雇用する勤労者に対し教育資金を貸し付けるための資金

第十一条中「前条第一項」を「前条」に改め、「住宅の建設若しくは購入及び」を削る。

第十三条第一項中「第九条第一項第一号若しくは第三号又は第十条の三第一項第一号」を「第九条第一項又は第十条の三」に改める。

第四章中第十四条を削り、第十四条の二を第十四条とする。

第十四条の三を削る。

第十五条第二項中「公務員にその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲（第一号において「住宅の分譲等」という。）の業務、」を削り、同項第一号を削り、同項第二号中「第九条第一項第三号」を「第九条第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項中「住宅の建設若しくは購入又は」を削る。

第十七条第二項第二号中「第十四条の二」を「第十四条」に改める。

附則第二条第一項を削り、同条第二項中「住宅の建設若しくは購入及び」を削り、「前条第一項」を「前条」に、「附則第二条第二項」を「附則第二条」に改め、同項を同条とする。

（勤労者財産形成促進法の一部改正に伴う経過措置）

第八十八条 前条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法（以下「旧財形法」という。）第八條の二第

一号の規定に基づき支給される助成金であつて、施行日前に勤労者財産形成促進法第六条の二に規定する勤労者財産形成給付金契約又は同法第六条の三に規定する勤労者財産形成基金契約に基づき拠出を行った事業主に対するものの支給については、なお従前の例による。

2 旧財形法第八条の二第二号の規定に基づき支給される奨励金であつて、施行日前に設立された基金（勤労者財産形成促進法第七条の四の基金をいう。）に対するものの支給については、なお従前の例による。

3 旧財形法第八条の二第三号の規定に基づき支給される助成金であつて、施行日前に同号に規定する預貯金等の払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受けた金銭に係るものの支給については、なお従前の例による。

4 旧財形法第九条第一項第一号及び第二号の規定に基づき行われる貸付けであつて、独立行政法人雇用・能力開発機構が施行日前に当該貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

5 旧財形法第十条の三第一項第二号の規定に基づき行われる貸付けであつて、独立行政法人雇用・能力開発機構が施行日前に当該貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

6 旧財形法第十四条の三の規定に基づき行われる助成であつて、施行日前に当該助成を受けている事業主

団体に対するものについては、なお従前の例による。